

## 宗教上の事項と法律上の争訟

——最高裁「板まんだら判決」とその後の下級審裁判例の動向——

桐ヶ谷 章

(創価大学・弁護士)

はじめに

ただいま、相沢先生の方から御紹介がございましたように、昭和五六年四月七日に、最高裁第三小法廷において、いわゆる「板まんだら判決」<sup>(1)</sup>の言渡がありました。

この判決は、宗教上の教義解釈の問題、宗教上の信仰対象に関する価値判断の問題、宗教団体の宗教活動の問題等、本来宗教団体内で自治的に決定すべき問題が、訴訟の前提問題として存在する場合には、裁判所はそのような訴訟にどう対応すべきであるか、という問題につき、ひとつの解答を出した判決として、エポック・メイキングな判決ということができましよう。事実、その後、この判決の影響を受けたいくつかの下級審裁判例も見られます。

そこで、この「板まんだら判決」をひとつの契機として、右に述べたような宗教上の事項が訴訟の前提に存する場合に、裁判所がこれにどう対応すべきであるか、という問題を考えてみたいと思います。

宗教上の教義解釈、信仰上の価値判断、あるいは宗教団体の宗教活動に密接にかかわる事項等については、宗教団体がその自治によつて決定すべき事項であつて、これらが裁判所の審理・判断の対象とならないことについては、今日では、判例上も学説上も異論がないといつてよいと思います。

また「教主」、「法主」あるいは、ほんみち教団の「甘露台」の地位というような宗教団体における宗教上の至高の地位であるとか、住職等の宗教活動上の地位につき、それ自体は確認訴訟の対象にならない、というのが現在の裁判例の傾向であるといえます。<sup>(2)</sup>

もつとも、この宗教上の地位の問題に関しては、宗教法人の代表役員や責任役員<sup>(3)</sup>の地位の存否を判断したり、あるいは、具体的な権利または法律関係をめぐる紛争がありその当否を判定したりする前提問題として、ある者につき、住職等の宗教上の地位の存否を判断する必要がある場合には、その宗教上の地位の存否について裁判所は審判権を有する、というのも最高裁の判例の傾向となっております。<sup>(3)</sup>

ただし、この宗教上の地位の存否について裁判所が審判し得る場合ということに関しては、次のような留保が付されております。すなわち、宗教上の地位の存否を判断し得る場合というのは、「その判断の内容が宗教上の教義の解釈にわたるものであるような場合は格別、そうでない限り」(「種徳寺事件」とか「右のような宗教活動上の自由ないし自治」[本来当該宗教団体内部においてのみ自治的に決定せらるべき宗教上の教義ないしは宗教活動に関する問題]に対する介入にわたらない限り) (「本門寺事件」という留保がついているのであります)。

このことは、換言するならば、教義解釈等にわたる判断をしなければ宗教上の地位の存否が判定できないというような場合には、たとえ、代表役員等の地位の存否や具体的権利や法律関係をめぐる紛争の当否を判断する前提問題としての宗教上の地位の存否を判断しなければならない、というような場合であっても、裁判所は宗教上の地位

の存否についての判断を差し控えなければならない、ということであります。

ところで、そういう権利義務や法律関係に関する紛争があつて、その前提問題として、先程から述べておりますような宗教上の事項について判断しなければならぬというような場合に、裁判所はそういう訴訟に対しどのような対応をなすべきか、ということについては、右「種徳寺判決」も「本門寺判決」も結論を出していなかつたのであります。というのは、これらの事案においては、いずれもそういう宗教上の問題を判断しなくても権利義務ないし法律関係の存否についての判断ができた事例でありましたので、あえて宗教上の事項を判断しなければならない場合にどうなるか、という点についてまでは言及する必要がなかつたわけであります。

この問題に正面から取り組んでひとつの解答を出したのが、いわゆる「板まんだら判決」なのであります。

今更申し上げるまでもなく、裁判所は権利義務に関する紛争を解決しなければならない、という職責が一方にあります。憲法には、国民の裁判を受ける権利が保障されておりますし(憲法三二条)、裁判所法三条には、裁判所は「一切の法律上の争訟を裁判」する権限を有すると規定されておりました。裁判所は、世の中に生起する「法律上の争訟」について判断を回避してはならないことになっております。

一方において、裁判所は、宗教上の事項に深く立ち入って実質的に審理・判断したり、宗教団体の自治に介入・干渉することは厳に禁じられております。これまた憲法二〇条の信教の自由の保障、そのコローリーとしての宗教団体の自治の保障からの要請であります。

この両者——裁判所の職責と信教の自由の保障——の調和をどの辺でとるかということが、国家の裁判権を考える上で、きわめて重要なことではないかと考えます。そしてそのひとつの基準を示したのが、最高裁の「板まんだら判決」であろうと思ひます。

そこで以下において、この「板まんだら判決」の事案の概略を述べ、同判決の射程距離を探究すると共に、その後の下級審裁判例の動向について概観してみたいと思います。

なお、私自身「板まんだら事件」をはじめ本日報告するいくつかの事案に現実に携わっており、本日の報告も、そういう現場から見た視点というものも加味して述べて参りたいと思います。

## 一 「板まんだら判決」について

### 1 事案の概要およびその特色

「板まんだら判決」についてその事案の概要およびその特色を御説明致します。

この事件は、日蓮正宗の在家信徒団体である創価学会が同宗総本山に「正本堂」を建立寄進するための「供養金」を昭和四〇年に募財したのでありますが、これに応じて供養金を出捐した会員十数名が、正本堂の完成した昭和四七年に至り、供養の要素に錯誤があったとして、供養金の返還を求めたという事案であります。

この事案の特色の第一は、「供養金」という宗教上の献金を返せという訴訟である、という点であります。日蓮正宗において「供養」とは、信仰心の発露として諸物や志を仏に捧げる宗教上の行為であります。このような宗教上の行為に、取消とか錯誤無効などという私法上の概念がそもそもあてはまるものではありません。常識的に考えても、供養を返せ、などということがおおよそ訴訟になじむものでないことは、誰の目にも明らかなことであろうと思えます。

この事案の第二の特色は、原告の主張する錯誤の内容がことごとく宗教上の教義・信仰に密接にかかわる問題で

あつた、ということでありませぬ。

すなわち、原告の主張する錯誤の内容は、①被告は「戒壇の本尊」を安置するための正本堂の建設費用に充てると称して本件寄付金を募金したが、正本堂に安置された本尊——いわゆる「板まんだら」——は「日蓮が弘安一年一〇月一二日に建立した本尊」でないことが本件寄付の後に判明した、②被告は、募財時には、正本堂完成時が広宣流布の時にあたり正本堂が「事の戒壇」になると称していたが、正本堂が完成すると、正本堂はまだ三大秘法抄・一期弘法抄の戒壇の完結ではなく広宣流布は達成されていないと言明した、というものであります。

なお、日蓮正宗において信仰の根本対象とされているのは、宗祖日蓮大聖人が弘安二年に書き顕わした「板本尊」(通称「板まんだら」と呼ばれている)であり、これは正宗において「戒壇の本尊」とも呼ばれております。「正本堂」はこれを安置するために同宗総本山に建立された堂宇でありまして、正本堂完成後は「戒壇の本尊」は「正本堂」に安置されております。「正本堂」が現実には建立されたこと、「戒壇の本尊」(「板まんだら」)がそこに安置されたことについては、全く争いがありませんでした。

結局、先に述べました①、②が原告の主張する錯誤の内容のすべてであつたわけです。すなわち、原告らの主張する錯誤の要旨は、「板まんだら」が偽作であること、「正本堂」に対する教義信仰上の意義づけが募財時と正本堂完成後で異なるということ、の二点であります。

これらがまぎれもない宗教論争であることはいうまでもありません。すなわち、右の①については信仰の対象の価値に関する判断が、②については「事の戒壇」であるとか「広宣流布」等についての教義に関する判断が、不可避であります。また「板まんだら偽作論」というのは、他宗が日蓮正宗を攻撃するに際し、しばしば用いられる論法のひとつであり、「事の戒壇」の意義についても、日蓮系仏教諸宗派の間で教義論争が活発に行なわれている問題

のひとつであります。

そして、原告の訴訟活動の中心は、専らこれらの宗教論争を法廷の場に持ち出し、裁判で結着をつけようとするところにありました。事実審における原告らの主張・立証活動は、もっぱら「板まんだら」の真贋や「事の戒壇」の教義上の意義に関するものであつて、教義論争に関する書証を提出したり、他宗派の僧侶等を証人に申請するなどして「板まんだら」偽作説を立証しようと企図したりしておりました。これに対し被告たる創価学会側も、偽作説は何ら根拠がない旨を主張するなど、右の二点をめぐつて、いわば生のままの宗教上の教義論争が展開され、それに終始していたといつても過言ではない状況でありました。

このように、請求の内容や訴訟の進め方だけを見ても、原告の意図・目的がこれらの宗教上の問題（教義・信仰上の論争）を裁判の場で争そおうというものであつたことが明白でありました。その意味で、この事案の核心は、まさに教義・信仰上の論争にあつたといえます。

加えて、原告らの中心者である松本勝弥氏は、訴訟提起の当日に原告らを代表して記者会見を行ない、「金を返してもらふことが目的ではない。『板まんだら』が偽作であることを法廷ではつきりさせることが真の目的である」旨を表明し、これは当時の日刊新聞やテレビによつて報道されております。さらに同氏は、十指に余る週刊誌・雑誌等を通じて同趣旨を繰り返し述べているほか、「訴訟された創価学会」という題名の本を出版し、その中でも同様のことを述べております。さらには、この訴訟を反創価学会キャンペーンの材料に利用しておりました。そういう意味でも、この訴訟は高度に宗教的な争いの一形態でありました。

以上のことから明らかなように、この訴訟は、もっぱら宗教上の論争を法廷で展開させるための隠れ蓑として、不当利得返還請求というような法律構成を組み立て、訴訟の場に持ち出して来た、ということが、その実態であつ

たわけであります。

## 2 判決の内容

### (1) 「第一審判決」(東京地裁昭和五〇年一〇月六日判決・判時八〇二号九二頁)

このような事案につき、第一審の東京地裁では、本件訴訟の紛争の核心がすぐれて宗教的信念の争いに基づくものであると認め、請求自体が「裁判所が審判すべき法律上の争訟とは到底いい得ない」として、訴え却下の判決を下しました。これは、被告側が終始主張していた結論でもあり、訴訟の実態を鋭く見抜いた明快な結論でありました。

### (2) 「第二審判決」(東京高裁昭和五一年三月三〇日判決・判時八〇九号二七頁・判タ三三六号一八八頁)

これに対し原告側から東京高裁に控訴されましたが、控訴審は第一回期日で結審となり、原判決を取消して原告側に差戻す旨の判決がなされました。

その理由とするところは、控訴人(原告)らの請求は錯誤に基づいて出捐した金銭の返還を求めるものであり、不当利得返還請求権の存否が審判の対象となるので、その前提として主張する錯誤の内容が宗教上の信仰にかかわるからといって法律上の争訟に該当しないとはいえない、というものであります。その判旨はかなり不分明であります。読みようによつては教義・信仰上の問題に裁判所が介入し得る余地が出てくる判決でありました。創価学会側は当然上告しました。

(3) 「上告審判決」〔資料①〕「板まんだら事件最高裁判決」〔最高裁三小昭和五六年四月七日判決・民集三五卷三号四四三頁・判時一〇〇一号九頁・判タ四四一号五九頁〕

上告審において、上告人たる創価学会は、紛争の実態がいかなるものか、その核心は奈辺にあるか、ということの詳細に分析すると共に、憲法論、民事訴訟法論等を、日本のみならず、米国や西独の判例理論や学説なども援用しながら詳細に展開した上告理由書、同補充書を提出し、あわせその主張を裏付ける膨大な資料を提出致しました。その中心論点のひとつとして主張したのが、西独の連邦最高裁判所の示す「衣論」ともいべき理論でありました。この理論の要旨は、宗教上の紛争に法律上の請求という見せかけの衣を被せて、訴訟提起を試みても訴え自体を不適法として却下 (als unzulässig abweisen) すべきである。というものであり、西独の連邦裁判所において確立されている理論であります。<sup>(4)</sup>

とまれ、上告審においては、第二審判決が破棄され、第一審の訴え却下の判決が復活し、確定したのであります。その上告審判決の内容は、本日の〔資料①〕としてお配りしてあるとおりであります。最高裁判決は、訴え却下を相当と判断した理由として、次のとおり判示しております。

「本件訴訟は、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提問題であるにとどまるものとされてはいるが、本件訴訟の帰すうを左右する必要不可欠のものとして認められ、また、記録にあらわれた本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となつておりと認められることからすれば、結局本件訴訟は、その実質において、法令の適用による終局的な解決の不可能なものであつて、裁判所法三案にいう法律上の争訟にあたらないものといわなければならない。」(傍点は筆者による。以下引用判決文の中における傍点につき同じ)。

なお、この判決には、本件のような事案について、本来は訴え却下をすべきでなく、請求棄却の本家判決をすべきであつた、とする寺田裁判官の意見が付されております。



## 3 最高裁判決の意義

この判決は、訴訟物が具体的な権利関係に関する紛争として構成されている訴訟につき、実体判決を拒否し、訴訟判決をなしたものでありますが、これは、紛争解決をその職責とする裁判所としては、例外的な対応方法であるといえます。したがって寺田裁判官は実体判決をなすべきであるとの意見を書き、また、多数意見もその点は十分意識していたのではないかと思われるのであります。以下、本件事案の特殊性と多数意見がその点にどのような配慮を払っていたかを見てみたいと思います。

第一に注目すべき点は、原告の意図が教義・信仰上の事項についての判断を裁判所に求めるところにあり、権利関係の争いはその隠れ蓑であることが請求および訴訟活動から明白であった、ということと、端的にいうならば、教義・信仰上の事項についての判断を直接裁判所に求めているのと同視しうる場合である、ということとです。

判決が、「法律上の争訟にあたらない」と判断した理由として、「本件訴訟の帰すを左右する必要不可欠のもの」と認められらるるということに加え、「記録にあらわれた本件訴訟の経過に徴すると、本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となつていると認められる」ということをあげ、「その実質において」法律上の争訟にあたらない、としていることに注目すべきでありましょう。

ただ単に、請求の当否を判断する不可欠の前提問題として宗教上の事項が存在するという、いわば形式的な側面だけから、直ちに訴えを却下すべきであるとしているのではなく、さらに訴訟全体から見た紛争の核心を、いわば実質的にとらえ、まさに宗教上の教義・信仰についての紛争を裁判の場で決着をつけようとするような不当な試みであると判断し得た場合に限ってはじめて、却下してもよいのだと判示しているものである、と私は理解しております。<sup>(5)</sup>

したがいまして、請求の当否を決する前提問題に宗教上の事項があるからといって直ちに訴えを却下すべきである、というのは、本件についての最高裁の判決を正確に理解していないことなるうかと思ひます。

この判決についての視点の第二としては、宗教上の事項が、原告という提訴者側の、請求を基礎づける事由として、訴訟の場に持ち出されているということであり、

請求原因として位置づけられるか、あるいは再抗弁として位置づけられるかは別として、いずれにしても、原告の請求を基礎づける事由として、原告の方から持ち出されているということです。宗教上の事項についての判断を裁判所に求めるために提起された訴えである、という判断をする上で、これは大変重要なメルクマールであり、また、被告などの応訴者側が、宗教上の事項を抗弁等の形で持ち出したような場合、とは決定的な差異があると思ひます。後者のような場合は、訴え自体は受け入れた上で——却下しないで——、訴訟の場に持ち出された宗教上の事項に関する被告の主張を、抗弁等として法律上意味のある主張として裁判所が取り上げてよいか否か、という観点から判断すれば足りるものと思ひます。そして、裁判所が主張として取り上げるのにふさわしくないと判断したら、その主張だけを排斥すればよいわけです。そうでないと、とにかく宗教上の事項を裁判所に持ち出さずれば(宗教上の抗弁を出さずれば)訴えは却下される、ということにもなりかねないことになり、そうなってしまうのは、裁判所の職責放棄になつてしまいます。

この判決についての第三の視点としましては、宗教団体の中で、自律的に決まつてゐる事項に異を唱えこれを覆すことを前提として構成された訴えであり、裁判所は、そのような訴えを却下したという側面を有してゐる、ということであり、

すなわち、日蓮正宗においては「戒壇の本尊」(「板まんだら」)は「日蓮が弘安二年に図顯したものと自律的に決

まっています。原告たちは、これに異を唱えこれを覆そうとして訴訟を提起してきたのであります。裁判所がそういう訴訟を受け入れ、自律的に決まっていることをいちいち吟味するということになつては、それこそ宗教団体の自治に対する不当な介入になりかねません。したがつて、そもそもそのような訴訟は受け付けない——棄却にも値いしない——という姿勢を明確に示す意味において、訴えを却下することは、ひとつの見識であると考えます。

ちなみに、米国や西独における判例・通説は右のような考え方を当然のこととして採用しております。<sup>(6)</sup>

以上「板まんだら判決」を理解するための三つの視点をあげてみましたが、宗教上の事項が訴訟の前提に存在する場合に、裁判所がそのような訴訟にどう対応すべきかを考えるにあたり、この三つの視点はきわめて重要なメルクマールになるのではないかと思ひます。すなわち、無限定的に、とにかく訴訟の前提に宗教上の事項が存しさえすれば訴えは却下すべきである、というようなことになると、宗教問題のからんだ紛争は殆んど裁判所では扱つてもらえないということになり、宗教界に多大な混乱をまきおこす可能性も生じてきます。

例えば、宗教団体において宗教上の理由から懲戒処分を行ない、それを前提に建物明渡の請求を起した、というケースを想定した場合、そのような訴訟の前提問題に宗教上の事項が存在することは当然でありましょう。そのような場合に、当該訴訟は裁判所では扱わないということになるのでしょうか。しかし日本の法秩序の中では、当然のことながら自力救済は認められておりません。そうなる宗教団体であるが故に国家権力から冷淡に扱われることになり、宗教団体に対する逆差別になりましょう。このことが信教の自由に対する侵害になることはいうまでもありません。信教の自由を尊重しようとしてかえつて信教の自由を侵害する、という全く奇妙なパラドックスになつてしまいます。

裁判所はこのような問題点を十分に認識した上で、その職務を遂行すべきものと思います。以下において、以上に述べたような観点をふまえ、下級審裁判例の動向を概観してみたいと思います。

## 二 下級審裁判例の動向

この最高裁「板まんだら判決」後、宗教上の事項が前提問題となっているいくつかの下級審裁判例が出始めております。それらの裁判例は、多かれ少なかれ「板まんだら判決」の影響を受けております。以下において、それらの裁判例の主なものを簡単に御紹介するとともに、先にあげた三つのメルクマールに照合し、私なりのコメントを試してみたいと思います。

### 1 金銭給付請求訴訟

そのひとつの類型は、「板まんだら判決」の事案と同じように、金銭給付請求訴訟の前提問題として宗教上の事項が存在しているというような事例であります。（資料②）ないし（資料④）がそれでありませう。

〔資料②〕「寄付金返還請求事件」（東京地裁昭和五七年二月二十六日判決・判タ四七一号一四三頁）

これは、創価学会が信仰活動の拠点とすべき会館・研修道場を建設する目的で「特別財務」名下に宗教上の献金を募財したところ、これに依じて出捐した会員の何人かが後になって、右出捐には要素の錯誤があつて無効であるとして、創価学会に対し、不当利得返還請求権に基づき、出捐した金員の返還を求めてきたものであります。

原告らが主張する錯誤の内容は、①「特別財務」名下に金員を募財するにあたり、右特別財務は仏に対する供養

であり、この供養をすれば多大の「功德」が受けられ、「広宣流布」に役立つという説明を信じて出捐したが、②供養を受けられるのは仏に限られ、右出捐は「供養」になり得ず、これに基づく「功德」もなく、「広宣流布」に役立つものではないことが判明した、というものでありました。

原告らの主張する錯誤の内容は、もっぱら日蓮正宗の教義・信仰に関するものであり（したがって錯誤の成否を判断するためには教義・信仰に関する判断が不可避）、また原告らは、このような論争を訴訟の場で決着をつけようと意図していたことも、主張の内容や立証のやり方から明らかでありました。したがって、事案の内容も訴訟の構造も、「板まんだら判決」のそれとほぼ同じであるということができます。

この請求に対しまして、東京地裁において、「板まんだら判決」を踏襲した形で、訴えを却下しました。これは先にあげた三つのメルクマールから見ても、まことに妥当な結論であると思います。本件は控訴されずに確定しましたが、むべなるかなと思います。

〔資料③〕 「慰藉料等請求事件」(東京地裁昭和五八年九月三〇日判決・判時二一〇六号一〇二頁・判タ五一二号一三九頁、控訴審→東京高裁昭和五九年一〇月三〇日判決・未登載)

この事案は〔資料②〕の事案とほぼ同内容の理由で「財務金」の返還を請求するとともに、不法行為に基づく損害賠償(慰藉料)を求めたものであります。

不法行為の内容は、創価学会が原告達に偽りの本尊を真の本尊として崇めさせた、創価学会が原告達にやらせた活動が日蓮正宗の教義にもとるものであったため、自からの信仰心が蹂躪され精神的苦痛を蒙った、というものであります。

本判決はいずれの訴えも却下しました(控訴審も原判決を維持)。「財務金」の返還請求部分を「板まんだら判決」や

〔資料②〕と同類型のものとして却下した点までは、特に目新しい点はありませんが、損害賠償請求の訴えも却下した点で「板まんだら判決」を一步進めた内容になっている、ということができません。

そもそも不法行為として主張している事由の内容自体が、常識的に考えて不法行為を構成するような類いのものではありませんが、それはさておいても、不法行為として構成された内容を審理・判断するためには、日蓮正宗の教義についての判断が不可避ですし、訴訟の提起そのものが、宗教上の不満を法廷の場に持ち出す手段であると評価しうるような請求内容であり、訴訟の進め方であつたわけです。先に述べた三つのメルクマールから見ても、却下という結論はまことに妥当と思われる事案でありました。

〔資料④〕「不当利得等返還請求事件」(東京地裁昭和五九年一月二六日判決・判時一二六三号八三頁・判タ五四六号一四五頁)

これは、末日聖徒イエス・キリスト教会を会員の懲戒処分をめぐる紛争です。右教会の会員であつた原告は、同教会の基本法たる「教義と聖約」に根本的に違背する著書数冊をあらわして会員に配布したことを理由に破門の懲戒処分を受け、その処分を争つて訴訟を提起したのですが、その訴訟のうち、今回の論題と関係ある部分は以下のとおりです。

すなわち、原告は、右処分は不当であり、その処分ないし公表により著しく名誉を毀損されたとして、教会および総括責任者に対し損害賠償と謝罪文の掲載を求めたのであります。これに対し、この判決は、原告に対する手続的瑕疵はない(したがって、その点での不法行為は成立しない)とし、結局処分が違法か否かの判断は破門理由の存否および破門処分の相当性の判断にかかるところ、これらの点についての判断をするにあたっては、原告の著書に対する宗教上の評価および教会の教義に関する判断が不可欠となる、そして、かかる場合には、そのような事

項を前提にした訴訟は法律上の争訟とはならないとして、訴えを却下したものであります。

この訴訟は、請求を基礎づける事実の中に処分の手続的な面での違法性があれば不法行為は成立するし、その限度では法律上の争訟になる、としながら、究極的には訴えを却下しているという点で、やや微妙な問題があります。すなわち、請求を基礎づける事実の一部に審判可能な部分があり、その意味で法律上の争訟になるのであれば、請求を基礎づける事由として他に主張されている事由が審判不能であっても、それは単に法的に意味のない主張がなされているにすぎないとして、そのような主張はなされてないものとして扱い、審判可能な事由だけを判断し、請求の可否を決することにより、実体判決する(多くは請求棄却になろう)、という処理も可能なのではないかと思われるからです。

しかし、紛争の中心すなわち核心部分が、処分の不当性を争うところであり、それからむ宗教上の問題に関する判断を裁判所に求めようとしていた、すなわち、不法行為に基づく損害賠償請求という法律構成は、そういう宗教上の問題を裁判所に持ち出すための隠れ蓑にすぎない、というように裁判所が判断した故に、このような判決になつたのであろうと理解しております。

そのような留保付で、本判決も三つのメルクマールに合致した妥当なものである、と評価するものであります。

## 2 代表役員 の 地位 確認 請求 訴訟

次に、宗教法人の機関等の地位の存否を判断する前提問題として宗教上の事項を判断しなければならないような場合に、裁判所はどのような対応をすべきであるか、ということについてひとつの判断を示したのが、(資料⑤)にあげてあります、静岡地方裁判所の、いわゆる「日蓮正宗管長事件」といわれている判決であります。

〔資料⑤〕「日蓮正宗管長事件」（静岡地裁昭和五八年三月三〇日判決・判時一〇八一号三八頁・判夕五〇〇号一八九頁）

これは、日蓮正宗において、一部の僧侶が同宗および同宗の管長・代表役員である阿部日頭法主を被告として、同人が同宗の管長・代表役員の地位を有しないことの確認を求めた訴訟であります。

日蓮正宗においては、宗制・宗規上、「法主」の地位に就くと当然に「管長」に就任すると当然に宗教法人日蓮正宗の「代表役員」に就任することになっており、「法主」に就任するためには「血脈相承」を受けることが要件とされております。先代の日蓮法主が遷化した昭和五四年七月二二日に、日頭法主は、先代の生前に血脈相承を受けていた旨を発表して、法主に就任し、同時に管長・代表役員の地位に就きました。このことは、直ちに同宗の公式的な達示等でも公表され、法主就任の際に行なわれる伝統的儀式（御座替式・御代替奉告法要等）もどこおりなく行なわれ、宗内のいかなる機関からもまた誰人からも——勿論、本件訴訟の原告になっている者も含めてであります——何らの異議、異論もありません。日頭法主は法主・管長・代表役員の職務を行ない、約一年半が経過しました。そのような状況の下で本件訴訟が提起されたのであります\*。

\* 訴訟提起に至る経緯を若干補足説明致しますと、以下のとおりとなります。

この訴訟が提起されたのは、昭和五六年一月であります。それに先立つ昭和五五年九月に、後述〔資料⑥〕の仮処分事件が提起されておりました。その事案の内容は〔資料⑥〕の説明のときに詳しく述べたいと思いますが、要点は、法主の教義・信仰上の指導に基づく宗務院命令に違反し、創価学会批判の集会を大々的に開催した中心者に対する任職罷免処分をめぐる紛争でありました。その訴訟の中で、被処分者側は、日頭法主が法主の地位にあることは当然の前提として、その上で処分無効事由を様々主張しておりました。

そのような折、山崎正友という人が、ある週刊誌に「日頭法主は『血脈相承』を受けていなかった。したがって『法主』では



ない」旨の記事を出したのであります（ちなみに、この山崎という人は、本件原告達や〔資料⑥〕の事件の被処分者達と大変親しい関係にあり、彼らの黒幕的存在と見ている人もおります。また、先般、創価学会に対する恐喝容疑で懲役三年の実刑判決を言い渡され現在控訴中ですが、先の記事を出したのは、同容疑で告訴され逮捕が目前に迫っていた時期でもありました）。

それに煽られてどうか、呼応してどうか、何名かの僧侶が日顕法主に対し、「貴殿は本当に血脈相承を受けたのか」というまことに不遜な質問状を内容証明郵便で突きつけてきました。日顕法主は、余りにも不躰かつ不遜な態度なので、これを無視していたところ、彼らは、「何の回答もない」ということは受けてない証拠である」と決めつけ、「日顕法主は法主でない、したがって管長でも代表役員でもない」として提起してきたのが本件訴訟であります。

先の〔資料⑥〕の訴訟との関連でいうと、日蓮正宗において、僧侶の懲戒処分権者は管長となつてゐるわけですが、日顕法主は法主でないのだから管長でない、したがつて処分権者でない、という主張をし、処分無効事由のひとつとしてこの問題を持ち出してきたわけであります。本件訴訟〔資料⑤〕と、〔資料⑥〕等の訴訟における処分無効事由の主張が相呼応してなされたわけでありませう。

このような経過で提起された本件訴訟に対し、被告の日蓮正宗および日顕法主の側においては、次のような観点から訴え却下の主張をしました。すなわち――

代表役員や管長の前提である法主の地位というものはきわめて高度に宗教上の地位である。しかもまた、その資格・地位の取得は、「血脈相承」というきわめて高度に宗教的な行為によるものである。したがつて代表役員・管長の地位の存否を決するに際しては、法主の地位の存否を判断しなければならぬし、その前提として「血脈相承」の存否について判断しなければならぬ。しかるところ、「血脈相承」は日蓮正宗の教義・信仰の根幹をなすものであり、その存否の判断をするためには、日蓮正宗の教義・信仰に関する判断が不可避である。加えて、原告らの意

図は代表役員等の地位の存否ということに名を籍りて、その実は、法主の地位ひいては血脈相承の存否という、きわめて宗教的な問題につき、法廷の場で決着をつけようとするところにある。また、宗内的にはすでに決着のついている問題を裁判により覆そうとする意図もある。そのような訴訟を裁判所は受けつけるべきではないという視点から、訴えを却下すべきである、と。

第一審の静岡地裁においては、被告（日蓮正宗側）の主張を全面的に認め、原告らの訴えを却下いたしました。これが〔資料⑤〕の事案であります。

先の「板まんだら判決」では、裁判所が審判し得ない宗教上の事項の例として「信仰の対象についての宗教上の価値に関する判断」および「宗教上の教義に関する判断」が挙げられておりましたが、本件においては、「血脈相承」という宗教上の行為の存否も、裁判所の審判し得ない事項であるとしている点が注目されます。その審判し得ない理由も次のように判示し、単に審判する尺度がないから審判することができないというだけでなく、仮りに審判し得る部分があるとしても、憲法二〇条の要請から審判を避けるべきである、としており、この点でも注目されます。

「……血脈相承という宗教上の行為は被告日蓮正宗の教義、信仰、教団の存立に深くかかわるものであるから、その事実の存否を判断することによって、教義、信仰ひいては教団自体の存立に影響を及ぼすことは避けられず、したがって、単に事実の存否のみに、限定して判断すること、は到底不可能であるといわねばならない。

このように、争点となる事実の存否の判断が宗教上重要な教義や信仰に影響を及ぼすことが明らかな場合には、国家機関である裁判所による公権的解決によるべきではなく、宗教団体内部の自治的解決に委ねることが信教の自由を保障し、国家と宗教との分離を規定した憲法二〇条の趣旨に沿うものであり、したがって、裁判所はその事実の存否を審理、判断すべきではないと解すべきである。」

その上で「板まんだら判決」と同様の理由で訴えを却下したものでありますが、これも先の三つのメルクマールに照らし、きわめて妥当な結論であったと評価できるものであります。

本件は原告たちにより控訴され、現在東京高裁に係属しております\*。

\* 本報告を行なった時点では、東京高裁で審理中でありましたが、その後昭和六〇年一月二一日に同高裁で判決が言渡されました(東京高裁昭和六〇年一月二一日判決・判時二一七三号一四頁)。同判決では、このような訴訟は、原告適格および訴えの利益を欠く不適法なものとして却下すべきである、として、原審の却下判決を結論的には支持し、控訴人(原告)らの控訴を棄却しました。原告適格の問題は、被控訴人(被告『日蓮正宗ら』)においても、一審段階から主張していたところであり、宗教上の事項についての審判の可否より先行する問題であります。控訴審判決はその意味で、いわば、より入口に近い段階で訴えを却下したものとと言えます。しかし、この判断の当否は当面の論題と直接の関係がありませんので、ここでは特に論じないことにします。

### 3 宗教団体内の懲戒処分をめぐる訴訟

宗教団体内の懲戒処分をめぐる訴訟についての判断を示したのが〔資料⑥〕ないし〔資料⑨〕の裁判例であります。いずれも日蓮正宗の被包括下にある寺院の住職が、同宗の懲戒処分により、その地位を失ったという事案です。同宗では被包括寺院の住職は寺院(法人)の代表役員に充てられることになっており、逆にいうと住職の地位を失うことにより代表役員の地位も喪失することになります。また、住職の地位を失うことにより寺院建物の居住権も失います。そこで、各処分をめぐる、被処分者からは寺院の代表役員の地位の回復を求める請求が、寺院側からは被処分者に対し寺院建物を明け渡すことを求める請求が、おのおの提起されたわけであります。

〔資料⑥〕〔資料⑧〕〔資料⑨〕の事案では、処分が有効であることを前提とした実体判決がなされましたが、〔資料⑦〕は双方の訴えを却下するという判決を下しております。〔資料⑦〕は、〔資料⑥〕の控訴審判決であり、同じ事案に対し、片や実体判決、片や訴訟判決というように異なった結論が出されたわけでありますが、このようなことから見ても、この種の訴訟に対する裁判所の対応の難しさがわかるかと思えます。

順次説明致します。

〔資料⑥〕 「妙真寺仮処分事件（第一審）」（東京地裁昭和五八年六月三日判決・未登載）

これは、判例時報や判例タイムズ等には未だ登載されておりませんので、本日、判決文そのものを用意して参りました。

この事案は、先にも若干述べましたとおり、宗務院の中止命令に違反して第五回檀徒大会を開催した者に対する日蓮正宗のなした懲戒処分をめぐる紛争であります。妙真寺の住職であった山口法興がその被処分者の一人でありました。

この処分の背景には、いわゆる「創価学会問題」というものがあります。この問題はとても一言では申し上げられません。簡単にいうと、日蓮正宗（宗門）とその信徒団体である創価学会との間の不協和・軋轢と、その調整とということができると思います。

昭和五二年頃から表面化したこの問題は、紆余曲折を経つつも、宗門と学会の両執行部の努力によって昭和五四年五月に一切が解決し、僧俗和合という日蓮正宗の本来のあり方が再確認され、以後両者がいがみ合うことなく協調し合つて布教に励んで行くことになりました\*。

\* 「創価学会問題」の経過をやや詳しく述べると次のとおりであります。

日蓮正宗は、宗祖日蓮大聖人以来七百年にわたり法灯連綿とその正義を今日まで伝えてきている、僧侶を中心とした伝統的な仏教教団であります。これに対し創価学会は日蓮正宗の末寺信徒がいわば横断的に結合してできた同宗の信徒の団体です。同会はきめこまかな日常活動を伴う布教により膨大な会員を獲得していききました。勿論、創価学会の会員は日蓮正宗の信者でなければなりませんから、同宗の信者も急激に増加していったことはいくまでもありませんが、同宗信者のうちで学会員の占める比率は圧倒的に大きくなり、今日では、同宗信者の九九パーセントが学会員であるといわれております。それと同時に、学会は同宗に対し、多くの末寺や正本堂をはじめとする総本山内の多くの重要な堂宇を建立、寄進するなど、経済的な面でも多大な貢献をしてきました。

このように、歴史・沿革、日常的な活動のいずれをとっても、両者は大きく異なっており、おのずと両者の構成員の意識のズレというものが生じて参りました。学会において、日常生活の中で布教活動を展開していく過程で、ともすると伝統教義を逸脱する傾向が出てきたり、宗門（日蓮正宗）を興隆させたことに対する自負が、ともすると宗門軽視の風潮があるように見られるようになっていったりました。

そのようなことが原因となり内在していた学会と宗門の不協和・あつれきが、昭和五二年頃から表面化し、いわゆる「創価学会問題」となったものであります。その経過の中において、宗門側の一部僧侶から学会に対し激しい批判がなされ、また、宗門から学会に対し教義逸脱等の是正・反省を迫ったというようなこともあつて、宗門と学会の間がぎくしゃくしたということは事実であります。

しかし、この問題は本文でも述べましたとおり、紆余曲折を経つつも、宗門と学会の両執行部の努力によつて、昭和五四年五月に一切が解決したのであります。すなわち、学会においては、教義逸脱等の非を深く反省懺悔し、昭和五四年四月に池田会長が辞任するとともに、新たに会則を制定して、学会が日蓮正宗の信徒団体であることを明確に規定するほか、最高教導会議・地方協議会等を設置するなど学会の機構改革を行ない、学会が日蓮正宗の信徒団体として教義・信仰の面で誤りなく運営していく

ことを誓い、同時にそのための制度も整えました。これに対応して宗門側でも、日蓮法主は、僧俗和合（僧）たる宗門と「俗」たる学会とが互いに尊重し合い弘教に励むこと」の基本路線を宣言し、以後、学会に対する個別的批判等により和を乱すことのないよう、宗内のすべての僧侶・信者に院達等を発して徹底しました。ここにおいて、宗門と学会との関係の、正しいあり方について、日蓮正宗教団としての最終決定がなされ、これをもって「創価学会問題」は一切が解決したのであります。

その後、同年七月二二日に、日蓮法主が遷化され、阿部日顕法主が登座しましたが、日顕法主も、先代の確立した僧俗和合の基本路線を踏襲しました。

これに対し、一部僧侶が学会批判の運動を継続していたので、日顕法主は再三にわたり、あるいは法義の上から、あるいは信仰のあり方という面からというように、あらゆる角度からその非を論じ、指導・教導を繰り返してきたわけですが、彼らはそれに従おうとしなかったのであります。そして、昭和五五年八月二四日に「第五回全国檀徒大会」なる創価学会批判の集会を開く、ということになりました。

そのようなことになったら、日蓮正宗の信仰のあり方からいっても、宗内の信仰秩序という点から見ても、黙過しがたいこととなります。そこで、日蓮正宗としては、宗内秩序維持のために、そのような集会を開くことを禁ずる旨の、中止命令を宗務院から発したわけでありました。にもかかわらず山口らは、この中止命令に違反して集会を開催したため、処分されたわけでありました。

日蓮正宗の宗規には「正当の理由なくして宗務院の命令に従わない者」に対し、住職等を罷免する旨の規定がありますが（宗規二四八条二号）、この規定に従い、山口を含む集会の首謀者五名が、昭和五五年九月二四日、住職罷免の処分を受けたのであります。

この処分をめぐり、山口から妙真寺に対し代表役員の地位保全等の仮処分が、またこれに対抗して、妙真寺から

山口に対し寺院の本堂部分の明渡断行等を求める仮処分が、各申請されたという事案が本件であります。

裁判の中で争点となったのは、当然のことながら、この懲戒処分の効力であります。

山口の側からは、無効事由として、次のような主張がなされました。すなわち、①宗務院の中止命令は憲法二一条で保障された集会・結社の自由を抑圧するものであつて公序良俗に反して無効である、②右中止命令は命令権の濫用であつて無効である、また山口らが右中止命令に従わなかったことについては正当の理由がある、③本件処分は手続に瑕疵があつて無効である、と。さらに山口は、訴訟提起から約三か月を経た後になって、予備的主張と称して、先程述べましたように、④本件処分をなした日頭法主は適法に管長の地位についた者ではないから処分は無効である、との主張を追加して参りました。

これに対し本判決は、処分無効をいう山口の主張をすべて排斥し、処分が有効に存在していることを前提として、山口からの地位保全の仮処分については被保全権利なしとしてこれを却下し(本訴であれば「請求棄却」であるところ、仮処分なので「却下」となったもの)、妙真寺からの建物明渡断行の仮処分申請を認容したものであります。

本報告と関連する主な部分を示しますと、右②の主張に対しては、次のように判示しております。すなわち、

「憲法で信教の自由が保障され、宗教団体の結社の自由が保障されている趣旨や宗教法人法一条、八五条の規定の趣旨に照らすと、右のような問題は、当該宗教団体が自治的に決定すべき事項であつて、国家機関がこれに介入することは許されず、裁判所もその当否を判断することは許されないと解すべきである。したがつて、日蓮正宗において、学会に対し採るべき態度として前記のような方針決定をした以上、その内容に関するかぎり、これが当、不当の判断をすることは、裁判所の権限の範囲外の事項であるといふべきである。」

と判示し、「債権者山口の本件中し命令の無効の主張及びこれに従わないことに正当の理由があるとの主張は、いず

れも採用できない」と結論づけております。

また、右④の予備的主張に対しては、

「右の認定事実によれば、日蓮正宗における法主の地位の承継の根源である血脈相承の存否については、その宗教上の教義の解釈にわたらなければ決し得ないことが明らかであつて、宗教団体である日蓮正宗が本来的にその自治によつて決すべき事項であるといわなければならないから、裁判所はこれに立ち入つて実体的な審理、判断をすることが許されないと解すべきである。そうすると、日頭が日蓮正宗の法主でないとして本件処分が無効をいう債権者山口の主張は、これを肯認する余地がなく、結局右主張はその前提を欠き採用することができない」

と判示し、当該主張も排斥しております。

〔資料⑦〕「妙真寺仮処分事件（控訴審）」（東京高裁昭和六〇年二月二八日判決・判タ五四八号二九四頁・判時一一五二号六八頁）

右〔資料⑥〕の控訴審判決であります。

右に述べて参りましたとおり、第一審判決では、本件事案が法律上の争訟であるということを当然の前提として、各争点につきていねいに判断をした上で、実体判決をしておりますが、この控訴審判決は、紛争全体を、「法律上の争訟に該らない」として却下しております。

この判決は、後に述べますとおり、一般論としては、宗教団体の自律的決定の結果を尊重すべきである旨を強調はしているのですが、

「〔紛争の実体が〕当該宗教団体の教義上又はその存立上いずれの主張が正当性を持つかという正統と異端の間の宗教上の争いにほかならないようなときにおいては、裁判所は、当該紛争自体が全体として司法的解決に適せず、法律上の争訟には当たらないものとして、当該訴え又は仮処分申請を却下すべきである。」



との法理論を立て、妙真寺事件の紛争の背景を次のように認定し、本件のいずれからの申請も被保全権利自体が法律上の争訟に該らない、という理由で、双方の申請を不適法却下したものであります。

〔本件当事者間の争いは〕控訴人〔山口〕と被控訴人ら〔妙真寺・新住職〕又は一末寺の次元の問題を超えた日蓮正宗の宗派の勢力を全く二分しての熾烈な宗教上の対立抗争を反映するものであって、……控訴人と被控訴人らとの間の本件紛争の実質は、宗内秩序が不動のものとして確立している宗教団体内部における一僧徒の規律違反を理由とする懲戒処分の適否をめぐる紛議でもなければ、被包括宗教法人のひとつにつきすぎない被控訴人妙真寺の代表役員及び責任役員の地位又は境内建物たる本件建物の明渡請求権の存否をめぐる争いに尽きるものでもなく、僧俗和合協調路線と正信覚醒運動路線という日蓮正宗の宗派を挙げての現に流動中の宗教上の路線争の一顕現ともいうべきものであって、そこでは正しく右のいずれの路線を採ることが日蓮正宗の教義に適合するかという日蓮正宗の教義及び運営の基本問題、ひいては法主の選任に関する宗規の規定の解釈問題に名を藉りて法主阿部日顯の正統性を問おうとするものにはかならない。〕

本事案は、先に述べました「板まんだら判決」の三つのメルクマールのいずれも満たしておりません。にもかかわらず本案判決を回避するというのは、全く理解に苦しみます。

また、そもそも、宗教団体内における懲戒処分は、異端を理由とすることが多いと思います。むしろ異端者を処分するということは、宗教団体の本質に属することであろうと思えます。本判決は、異端を理由とする処分には司法救済は与えない、ともいうべき理論であり、これは裁判所の職責放棄であつて、宗教団体やその構成員(被処分者も含む)の側から言えば、裁判を受ける権利を奪うものである、ということができます。あるいは、この判決の立場からは、こう言うかもしれません。異端を唱える者が少数のうちはその処分をめぐる訴訟は法律上の争訟になるが、多数になるとそうでなくなる、と。しからば、その限界はどういう基準により決めるのか。この点全く判然としま

せん。この判決は、法理論自体きわめて粗雑であるといわざるを得ません。それは暫く措くといたしましてもこの点については別の機会に詳論したいと思ひます、右の事実認定自体が全く誤つており、この点からも全く違法な結論となつております。

「創価学会問題」は、前述致しましたとおりの経過を辿つて昭和五四年五月に最終的な決着を見て、そこで具体的かつ終局的な宗内規律が宣言され、これに基づく宗内秩序が確立されたのであります。

すなわち、右のような終局的な解決に至る以前の段階におきましては、「創価学会問題」という言葉が示すとおり、宗門と学会との間に教義・信仰上の不和なしい争いが存在したことは事実であります。両当事者の話し合いと法主の裁断によつて最終的に決着したことにより、「創価学会問題」には終止符が打たれ、宗内においてこの問題を再びむし返してはならない旨を法主が厳しく指南して、宗内の秩序を明確に確立するに至つたのであります。その後、宗門と学会は一枚岩的な教団として結束し今日に至つております。

これに対し、一部の僧侶が教団の規律に反した行動をとつたからといって「宗派の勢力を全く二分しての」対立抗争、あるいは「宗派を挙げての現に流動中の……路線論争」が存在する、などというのは、極めて誤つた認識であるといわざるを得ません。

いづれにしろ、この判決は、法理論の面からも事実認定の面からも、きわめて問題点が多いものといわざるを得ません。

〔資料⑨〕「小田原教会事件」(横浜地裁小田原支部昭和六〇年六月四日判決・判時一一七二号九四頁、なお本報告発表当時は未掲載)

右に述べました「妙真寺事件」の関連事件であります。山口と共に「第五回檀徒大会」の首謀者であつた小田原

教会の佐々木秀明が、やはり山口と同じ理由で罷免処分になったことをめぐる訴訟であります。

この処分をめぐって、佐々木からは代表役員の地位確認請求訴訟が、また小田原教会からは寺院建物の明渡請求訴訟が、おのおの本案訴訟で提起され係属しておりました。しかし事案の内容、争点は、妙真寺事件と殆んど同じです。ただ違う点は、佐々木秀明は日顕法主によって小田原教会の主管（住職と同じ）に任命されていたため、日顕法主が管長でないとの主張ができなかった、という点だけであります（より正確にいうならば、佐々木も日顕法主の地位を争う主張をしていたのですが、裁判所が、矛盾した主張と見たためか、判決積明で事実整理から除外したものであります）。

この判決も、妙真寺事件の一審判決と同様に、各争点につき克明に判断いたしましたして、処分は有効である、無効事由は一切成り立たない、と判断した上で、建物明渡請求を認容し、地位確認請求を棄却しております。

この判決は、先の妙真寺控訴審判決の後になされたものであり、また、妙真寺判決が仮処分のそれであったのに対し、本案訴訟の判決である、という点でも、極めて注目される判断であります。

〔資料⑧〕「蓮華寺事件」（大阪地裁昭和五九年九月二八日判決・判時一一四五号八一頁・判夕五四二号一六五頁）

これは、蓮華寺の久保川法章という住職が、日蓮正宗の宗旨の根本である「本尊」と「血脈相承」に関して、「異説を唱え、訓戒を受けても改めない者」（宗規二四九条四号）ということ、擯斥処分（僧籍剝奪、当然住職の地位も失う）になつた事案をめぐる訴訟で、やはり、代表役員の地位確認と建物明渡の各訴訟が対抗して提起されていたものであります。

処分事由がやや異なりますが、「妙真寺事件」や「小田原教会事件」と同種事案であります。この判決の内容の詳細は省略しますが、この判決も、訴訟自体は法律上の争訟と見た上で、処分を有効であるということ（8）を前提として久保川からの地位確認請求を棄却し、建物明渡請求を認容する、という本案判決をしております。

### 三 信教の自由と審判権についての若干の試論

以上、最高裁「板まんだら判決」とその後の下級審裁判例のいくつかを見て参りましたが、請求の前提問題に宗教上の事項が存する場合に、裁判所はいかなる形式の判決をすべきであるか——実体判決にすべきか訴訟判決にすべきか——という問題は、大変難しい問題であります。宗教上の事項について裁判所が審判し得ないことはもとより当然のこととして、ただ宗教上の事項が前提に存するからというだけで訴え全体をやみくもに却下する、というのでは裁判所の職責放棄の謗りを免れないし、そうかといって、宗教上の事項に裁判所が深く立ち入って実質的な審理をする、ということになつたら、これまた大変なことになってしまいます。

その調和点をどこにとるか、ということ、先に「板まんだら判決」に関連して、訴えを却下してよい場合の三つのメルクマールについて述べました。このようなメルクマールに合致する場合は、形式上は法律上の争訟という構成がされている訴訟であっても、訴え却下の判決をしてもよいし、むしろそうすべきであります。

しかしながら、たとえ宗教上の事項が前提問題に存しても、右の三つのメルクマールに合致せず、紛争解決の必要な事案というものは多々存するわけでありまして、先程から述べて参りました「妙真寺事件」〔資料⑥⑦〕、「蓮華寺事件」〔資料⑧〕、「小田原教会事件」〔資料⑨〕等は、建物明渡請求も地位確認請求も本案判決によつて解決しなければならぬケースなのではないかと思ひます。

しからは、このような事案において裁判所はどうすべきか。これは大変難しい問題であります。私は次のように考えております。すなわち、宗教団体が宗教上の事項について何らかの自律的決定をしていることが認められた

ならば、その自律的決定の結果(これは裁判所の認定可能な客観的事実です)を認定し、これを所与のものとして裁判の基礎に置いて裁判をなすべきである、ということであり、宗教上の事項に裁判所は介入しない(実質審理しない)、というのが、宗教団体の自治のいわば消極的側面であるとするならば、宗教団体の自律的に決定したことは最大限に尊重し、法秩序全体から見てよほど黙過し難い位に不当なものでない限り国家権力はこれを覆すべきではない、ということ、宗教団体の自治のいわば積極的側面であるということができましょう。この両者が相まって宗教団体の自治が完全に保障されるものと考えます。

このような考え方は、アメリカや西ドイツなどでは当然のこととして、裁判例が集積されておりますが、日本においてはその方向性を示唆したものはあるものの、明確にそのような判示をした裁判例はありませ<sup>(10)</sup>ん。

本日報告した裁判例の中にもそういう方向性を示唆したものはあります。

まず、先程の〔資料⑤〕の判決においても

「……国家机关である裁判所による公権的解決によるべきではなく、宗教団体内部の自治的解決に委ねる、ことが……憲法二〇条の趣旨に沿うものであり」

と判示しております。これは宗教上の事項に対し裁判所は介入すべきではないということの理由として右のように判示しているものではありませんが、この理を進めていくならば、自治の結果を裁判の基礎にとる、という考え方に至るのではないかと思います。

「蓮華寺事件」〔資料⑧〕におきましては、教義に関してではありますが、次のように判示し、裁判所が「自治的決定方法に基づく決定」と認定したものを、裁判の基礎に採って裁判をしております。

「憲法二〇条は、宗教の自由を保障し、宗教活動について国の干渉からの自由を保障している。したがって、宗教団体の教義に関

する事項については国の機関である裁判所がその内容に立ち入つて実体的な審理、判断をすることは許されないものというべく、宗教団体の内部において教義に関する事項について自治的に決定する方法が定まっている場合には、右自治的決定方法に基づく決定を尊重すべきである。」

「右規定は、教義に関する正否について自治的に決定する方法を定めたものであると解するのが相当である。」

「そうすると、日蓮正宗は、日蓮の右裁定により、被告の前記各所説が日蓮正宗の教義に反する異説である旨の自治的決定をしたものと認めることができる。」

この判決では、自治的決定を尊重すべきことにつき「教義に関する事項」について判示したものではありませんが、この理は何も「教義に関する事項」にのみ限定して適用する必要は何らないわけで、宗教上の事項一般に広げて適用しても一向にかまわないわけでありませう。

先程私が、結論としては批判した「妙真寺事件(第二審)」の判決(資料⑦)においても、一般論としては、まことに正しい理論を展開しております。すなわち、

「憲法二〇条、宗教法人法一条二項、同法八五条一項の趣旨に鑑みると」被保全権利又は訴訟上の請求それ自体としては……形式的には法律上の争訟に当たる場合であつても、被保全権利又は訴訟上の請求の発生、変更、消滅等に関する前提事実が専ら宗教団体事項にかかり、そこでの団体自治ないし自律の結果を尊重することがより一層強く要請されるものである以上、当該事実の存否や法的評価について裁判所が審理、判断しうる範囲や方法には必ずから制約があるものというべきであるし、裁判所が発すべき仮処分命令の内容も同様の制限を受けるのは当然であり、さらに、一定の場合には当該紛争の全体を専ら当該宗教団体の自治的措置に委ねるべきものとして、司法裁判権が及ばないものとすべき場合の生じることやむをえないものというべきである。」

「これを具体的にみると、被保全権利又は訴訟上の請求の存否、範囲の前提事実として宗教団体事項として宗教団体によつてされ

た内部規律等に関する決定や処分の効果力についての判断が必要とされる場合においては、原則として当該宗教団体の自律的決定の結果を尊重すべきであつて、裁判所がその決定又は処分内容の適否に立ち入つて直接その実体的審理、判断を施すことは許されないものといふべきであり、当該決定又は処分がなされた手続が著しく正義にもとるか、それが全く事実上の根拠に基づかず、あるいはその決定又は処分内容が社会觀念上著しく妥当性を欠いていて、国法秩序全体の立場からみて到底看過、容認することができないと認められるような特段の事情があるのでない限り、当該決定又は処分を有効なものとして取扱うべきであつて、宗教団体内部における決定や処分は、以上のような範囲及び方法による限度においてのみ、司法審査に服するものと解するのが相当である。」

この判示の中で注目される点の一つは、司法裁判権が及ばない場合の処理方法として、「当該宗教団体の自律的決定の結果を尊重すべきであつて」原則的には「当該決定又は処分を有効なものとして取扱うべき」であるとし、そのような自律の結果を裁判の基礎に置くべきであることを明言している点であります。

この判決は結論的には、右に述べた理論を適用した結論を出したわけではありませんので、先例としての意義は余り高いものとはいえませんが、一般論としてはあれ、きわめて正しい方向性を示唆したものであることは間違いないあります。

とまれ、今後このような方向性での裁判例の集積が期待される次第であります。

(1) 事案の内容、各審級における判決裁判所・判決年月日・掲載関係等については後記本文参照。

本判決についての解説としては、篠田省一(本判決担当調査官)の判例解説(法曹時報三七巻七号一七九九頁)が詳しい。なお、その他の解説、判例批評については、右解説中の(注七)(注八)および(後注)掲記の文献参照。

(2) 大阪高裁昭和四〇年七月二二日判決・高裁民集一八巻四号三六四頁(ほんみち甘露寺事件)、最小一昭和四四年七月一〇日判決・民集二三巻八号一四二三頁(銀閣寺事件)。最三小昭和五五年一月二二日判決・民集三四巻一号一頁(種徳寺事件)、最小昭和五五年四

月一〇日判決・裁判集民事二一九号四三九頁・判時九七三三三号八五頁・判夕四一九号八〇頁(本門寺事件)など。

- (3) 前掲「種徳寺事件」、「本門寺事件」など。
- (4) たとえばBGH, 17. 12. 1956——WZR39/55; BGHZ22, 383 [389f.] など。  
なお、OVG Berlin 16. 6. 1969; kirche10, 410参照。
- (5) 小嶋和司「信教の自由」法学教室二一〇(一九八一年八月)六頁以下参照。同教授は、「実質において」法律上の争訟にあたらないとした点に本判決の意義がある、として、「当事者の、本件提訴の実質的な目的は、寄附金返還請求にあるのではなく、被告が宗教的権威とするもの、および被告の行為の不当を国家権力によって烙印づけるところにあると断定し、そのような請求は「法律上の争訟」とはなりえないとしたのである」(同九頁)と指摘している。
- なお、篠田・前掲一七九八頁(注二四)参照。
- (6) 前記注(4)、後記注(9)参照。その他裁判例は数多くある。
- (7) 本件は原告(被処分者)により東京高裁に控訴され、昭和六〇年四月二四日に判決が言渡されている(未登載)。同判決は、本文に述べたような観点から、不法行為に基づく損害賠償請求についても「法律上の争訟」とした上で「請求を棄却すべきであ(る)」としている。なお同判決は控訴人により上告されたが、上告は棄却され(最一小昭和六〇年二月五日判決・未登載)、確定している。
- (8) 本件は久保川側から控訴され、本報告を行った時点では大阪高裁に係属していたが、その後昭和六一年五月六日同高裁は(資料⑦)とほぼ同様の理由で、双方の訴えを却下している(未登載)。(資料⑦)同様、法理の上からも事実認定の上からもきわめて問題点が多い判決であるが、これらの点については別の機会に詳しく論及したい。
- (9) アメリカの裁判例として、例えば次のものがある。  
Watson v. Jones 80 U. S. (13 Wall) 679 (1871), Kedroff v. St. Nicholas Cathedral, 344 U. S. 94 (1952), Presbyterian Church v. Hull Church 393 U. S. 440 (1969), Serbian Eastern Orthodox Diocese v. Milivojevich 426 U. S. 696 (1976)。  
なお、池田光晴「裁判所は宗教教義の審査ができるか」創価法字六卷二頁一頁参照。
- (10) 前記「本門寺事件」は、このような方向性を示唆している。  
また、篠田・前掲一七九二頁は、「銀閣寺事件」「種徳寺事件」「本門寺事件」「板まんだら事件」ならびに裁判所の審判権に関する従来



の判例を総合・整理し、「宗教問題が前提となる場合であっても、当該紛争自体が全体として司法的解決には適しないとはいえない場合がある。」とし、「この場合は訴えを却下することなく、本案の審理をするが、当該争点については宗教団体の自律権を尊重し、裁判所はその判断を是認することになる。」としている(傍点は筆者による)。

\* 本稿は、第一〇回宗教法学会において報告発表したものに若干加筆してまとめたものである。したがって、当時の私の問題意識を中心に論述したものであり、十分に意を尽さないところや研究不十分の所も多々あるが、後日の課題としたい。

なお、(資料)は報告当日配付したものであるが、殆んどが公刊されている判決であり、また紙面の都合もあるので、本稿に付して転載することは省略する。